

日本小児栄養研究会 会則

(名 称)

第1条 この会は、日本小児栄養研究会と称する。

(所在地)

第2条 この会の所在地は理事長の指定するところに置く。

(目 的)

第3条 この会は、小児の栄養学及びこれに関連のある研究の促進または学際領域との連携提携を図りもって学術の発展と小児の健康増進に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究会例会などの開催

(2) その他目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第5条 正会員は、この会の目的に賛同する研究者で、細則に定める会費を納めたものとする。

2. 名誉会員は、この会に対して特に功労にあったものなど、理事会の議決を経て名誉会員とすることができる。

(入会手続き)

第6条 入会希望者は、所定の手続きを経て事務局に申し込まなければならない。なお、退会しようとするものは、その旨を事務局に申し出たものとする。

(資格喪失)

第7条 会員が死亡しまたは退会したときは、その資格を失う。

(理事会など)

第8条 この会は、理事、運営委員若干名及び監事2名を置く。

2. 理事、運営委員及び監事は、会員より選出される。

3. 理事、運営委員及び監事の任期は各々2年とするが再任を妨げない。

第9条 この会に理事長を置く。

2. 理事長は、この会を代表し、理事会の議長となる。

3. 理事長の選出は理事、運営委員の互選による。

4. 理事長の任期は2年とし重任を妨げないが再任は原則として連続2期までとする。

(監事の職務)

第10条 監事は、この会の会計及び事務の監査を行うものとする。

(総 会)

第11条 総会は毎年1回開催され、事業の計画、経過、会計などの報告及び議決を行う。

(設立年月日)

第 1 2 条 本会の設立年月日は平成 16 年 3 月 12 日とする。

(会 則)

第 1 3 条 本会則は、平成 16 年 3 月 12 日より実施する。

日本小児栄養研究会 細則

(会 費)

第 1 条 会則第 5 条に定める会費は、年額 医師 5,000 円、コメディカル 2,000 円とする。

(学術集会)

第 2 条 研究会は毎年 1 回開催する。

(研究会会長)

第 3 条 研究会会長は、理事、運営委員の推薦により毎年選出され、研究会の主催、総会の招集をし、その議長を務める。

(研究会の記録)

第 4 条 研究会で発表された内容は、記録集を作成し公表される。

第 5 条 運営委員の定年は 75 歳をむかえた例会までとする。

付 則

1. 本会則第 9 条の定めに基づき本会の理事長を次のとおりとする。

理事長 山城雄一郎

2. 本会則第 2 条の定めに基づき本会の所在地を次のとおりとする。

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-9-8 本郷朝風ビル 3 階

3. 平成 30 年 4 月 1 日の理事会選出により、理事長を次のとおりとする。

理事長 児玉浩子

4. 平成 30 年 4 月 1 日より、本会の所在地を次のとおりとする。

住所 170-8445 東京都豊島区東池袋 2-51-4 帝京平成大学 1-624 研究室

5. 令和 2 年 6 月 17 日より、本会の所在地を次のとおりとする。

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 3 番 11 号 (株) コンパス内

6. 令和 5 年 10 月 7 日より、本会の所在地を次のとおりとする。

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 35 番 4 号 (株) コンパス内